

## 利用上の注意（製造業）

1. 本確報は、製造業について「工業統計調査（経済産業省所管）」（以下「工業統計」という。）と時系列比較を行うために、「平成24年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
  - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
2. 本確報において、「平成23年」の数値は活動調査、「平成22年」以前の数値は工業統計である。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成23年1年間、工業統計は調査年1年間の数値である。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値である。
3. 従業者、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、産業横断的集計の結果とは異なるものとなっている。
4. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「△」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。
5. 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。
  - (1) 平成14年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、13年の数値を14年の分類に組み替えたもので計算している。
  - (2) 平成16年の数値は「新潟県中越大震災に伴う平成16年工業統計調査の捕捉調査」結果を加えたものである。
  - (3) 平成19年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比

については時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算している。

また、平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。

(4) 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、19年の数値を20年の分類で再集計し計算したものである。

#### 6. 産業中分類名の略称について

中分類番号	産業中分類	略称
09	食料品製造業	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具・装備品を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他

## 用語の解説

### 1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### 2. 従業者

本確報においては、調査日（活動調査：平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

### 3. 事業所の産業分類

調査期間（活動調査：平成23年1年間、工業統計：調査年1年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき分類している。なお、本確報においては、中分類に基づき分類している。

### 4. 集計項目

#### ①事業所数

調査日（活動調査：平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日）現在の数値である

#### ②従業者数（上記2. 従業者参照）

#### ③現金給与総額

人件費（退職金を含む）及び人材派遣会社への支払額

（平成23年には別経営の事業所へ出向または派遣している者に対する負担額は含めない。）

#### ④原材料使用額等

＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費＋製造等に関連する外注費＋転売した商品の仕入額

#### ⑤製造品出荷額等

＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋製造業以外の収入額

#### ⑥付加価値額

＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）  
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）  
－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）  
－原材料使用額等－減価償却額

#### ⑦粗付加価値額

＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）  
－原材料使用額等

#### ⑧有形固定資産投資総額

＝土地の取得額＋有形固定資産（土地を除く）の取得額＋建設仮勘定の年間増減

⑨生産額

$$\begin{aligned} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価格} - \text{半製品及び仕掛品年初価格}) \end{aligned}$$